

プラトン『國家』——或る仮説

岡 部 勉

『國家』II-X巻を、ソクラテス＝プラトンのモノローグに等しいものとすることは、未だかつて疑われたことがない。この部分について、人々はこれまで、ソクラテス＝プラトンが一方的に自説を述べ立て、グラウコンとアディマントスはそれに相槌を打つだけであるとみなしてきた。私はこれを、「ソクラテス＝グラウコン&アディマントス（S=G & A）仮説」と名づけることにする。それが仮説にすぎないものであることは、明らかではないか。何故なら、そのことを論証した人は、誰もいないのであるから。それともそれは、論証するまでもなく、自明の事柄なのであろうか。私にはそうは思われない。むしろ、それこそが、『國家』を読めなくしている元凶なのではあるまいか。私がここで意図しているのは、そのこと、つまり、S=G & A仮説は誤まりであって、グラウコンとアディマントスは、単にソクラテスに相槌を打つだけのことをしているのではなく、或る意味では、自ら主張し積極的に議論に参加しているのだというそのことを、論証することである。⁽¹⁾

『國家』については、これまでに数多くの矛盾と困難が指摘されてきた。⁽²⁾私はここでその上にもう一つ別のものを付け加えようというのでもなければ、それらのうちのどれか一つなり二つなりを、何らか解決しようというのでもない。それらについては、私は次のように考える。——それらは、どれもこれも、S=G & A仮説に基づいている。それ故、

プラトン「國家」——或る仮説

もし私の主張が正しくい、S&G&Aであることが論証された場合には、それらが果して問題とされるに値するものであるかどうか、改めて問い合わせるべきである。

ところで、私の結論は、恐らく人は容易に信じないであろうが、これまで疑いなく「プラトンの國家」と曰されてきたものが、実は最初から最後まで、「グラウコンとアディマン特斯の國家」であつたことになるであろう。しかも、グラウコンとアディマン特斯はその国家をよしとする多くの人々の代表にすぎないとすれば、誰の国家かということが問題なのではない。問題なのは、それをつくっているロゴスである。このことに関して一つ注意しておきたいことがある。『國家』III巻の或る箇所(389a)で、ソクラテスはアディマン特斯に向って、「君のロゴスに従えば、(それは)受け容れてはならないのだ (*οὐκ ἀποδεκτέον καὶ τὸν σὸν λόγον*)」と言つ。この「君のロゴス」という言い方に注意を向けるべきであることは、プラトン自身が指示していることである。なぜなら、これに対してもアディマン特斯は、「あなたが私のロゴスとしたいのなら (*εἰ σὺ, ἐφη, Βουλεύεις εἰσὶν τὰ βεβαιά*)」と答えている(a8)からである。そして、アディマン特斯にとっては、これまで『國家』を読んできた人々にどうしてやうであったように、それが、誰の、どうよりは、どのようなロゴスかという点は全く問題ではないのだ。「どちらにしても受け容れてはならないのですから (*οὐ γάρ αὖ δὴ ἀποδεκτόν*)」と続けていることが、それをよく示していよう(a9~b1)。このロゴスがここで国家を建設していくロゴス(少くともその一部)であることは、間うまでもないことである。だが、それは如何なるロゴスであるのか。

— α—回意とβ—回意 (369b5~c8)

前について、次のことを確認しておきたい。人が何かをするとき、そうするのが必要だ、と思って、そうするということ

がある。また、そうするのがよいと思って、そうするということもある。この「必要だと思って」とか「よぶと思って」とかは、行為に伴う何かなのであるが、それが何であれ、それによってその行為は、「必要とかよい」というのと同じで、何か関係づけられることになるとは言えよう。そして、「もし必要とすること」と「よい」というそのことが異なるとすれば、関係づけとしての「必要と思って」と「よいと思って」の方も、当然、相異なるものとなるであろう。しかし今のところは、前者を「*α—同意*」、後者を「*ε—同意*」と名づけておくだけにする。

ところで、今述べたこととの関連で、国家のことが語り出される最初のこところ（369b5～c8）を問題とするということでは、これまで誰もしなかったことである。そこでは、先ずソクラテスが、国家の「はじめ（*ἀρχή*）」は「われわれがひとりずつでは自足せず（*οὐκ εὐτάραπεν*）」、数多くのものに不足してくる（*πρὸληπτικὴ οὐδεὶς*）」ことにあるのではなく、かと切り出す。アディマントスがこれを承認すると、ソクラテスは「やうするとわれわれは、各々の必要（ここでは *Xpelos*）から互に他を求める合いで、国家といふものをつくることになる。こいつはわけだ」と続ける。
——以上（369b5～c8）は、要するに、必要が国家をつくる原理であるということにしての同意承認である。

この同意承認に基づいて、最初の「最も必要な国家（*ἀναγκαστάτη πόλις*）」が「へられる（369c9～d1）。この同意承認に基づくという点では、少くとも、アディマントスが対話相手である部分（372c1からはグラウコンが対話相手となる）は、そこでつくられる国家が最終的にかなりの規模になるとしても、そのことに何ら変わりはない。そしてそのような国家が「あるべき（*αρχηγός*）」「健全な（*σωγός*）」国家であるとされる（372e1～7）。これに対しても、グラウコンは、「現在、一般に認められている慣習（*ἄπειρον μετεπέτατο*）」をそこに加えることを要求する。確かにここから話が変わると、*ε—同意*ソクラテスはそれを、「贅沢な（*τρυφώσαστα*）」「熱で腫れ上がった（*θρεπματινώσα*）」国家としている（372e3、f1）。この

プラトン『國家』——或る仮説

点に觸して、そこでは必要が前より増大しただけではないか、と考える人があるかもしない。しかしそれはそうではないのである。確かに必要は増大した。だが、それは（現在の）慣習を受け容れたことに由来する。この点が違うのである。

話を元に戻そう。私が問題にしたいのは、最初に必要な話がなされた後、それにすぐ続けて、何気なく挿入されるかにみえる次の一行（369c）である。——「その場合、人が互に必要なものをやりとりするのは、そうする方が、自分自身にとってよいと思つて（οἰδανος αὐτῷ ἀκενων εἴων）そうするのか。」——アティヤントスはこれに対しても直ちに同意承認を与える。しかしここにβー同意への言及があるということは、何を意味するのか。また、自身にどうよいとは、この箇所に注意を向けた人が皆そうとったように、果して「自己の利益（self-interest）」のことなのであるうか。これに続く箇所では、先に見たように、もう一度必要な話に戻って、それに基づいて國家がつくられていくのであるが、βー同意については、その間題られることが全くない。

しかしながら、遠く離れた箇所（493c～6）に於てではあるが、ソクラテスによつて次のように言われていることを、われわれはどうに考えるべきであろうか。すなわち、そこでは、必要とこうこと（τὸ ἀναγκαῖον）とよいといふこと（τὸ ἀγαθόν）とは、本当は別であると言われているのである。⁽³⁾——今は唯、次のことだけを確認しておくことにしよう。もしここで言っていることをそのまま受け容れるのであれば、βー同意とβー同意とは、各々別の事柄に関わるものであるとしなければならないであろう。このことは明らかである。それ故、その場合我々には、各々の関わるもののがどのように異なるとされるのかを明らかにする仕事が残されることになる。両者はどのように異なるのであるうか。その異なりは、S=G & A仮説を覆すほどのものであるのか。私の予想では、βー同意の線上にあるロゴスとβー同意の延長上に見出されるべきロゴス（こちらは前者の陰に隠れてよく見えない）とは、全く別のものである。そし

て、このこと、つまり、全く別であるということを示すことが、とりもなおさず「國家」におけるプラトンの主要な意図の一つであったと私は考える。もちろん、「つばは、はじめからもつれ合っている。その点を示すことも、プラトンの意図することであった。むしろ問題はそのもつれからはじまつたと言うべきであろう。従って、如何にそのもつれを解くか、如何に前者から後者を浮き出させるかというそのことが、「國家」を読むに当たってわれわれに課せられる仕事の一つなのである。

— 場面 A (436a1-d1) と場面 B (542a1-d8)

一般に必要とされているものについては、「それが本当に必要なものであるならば、それはよいものである」と言われよう。子供が何か高価なもの欲しがりと言ったときに、母親の口をついて出るのは、「そんなものは必要ありません」であろう。恐らく母親はそれによってこうも言いたいのではないか。「だからそれは子供にとってよいものではない。」——では、何故必要ないのか。直ちに返ってくる答えは、「贅沢だから」であろう。しかし何がそれを決めているのか。要するに、何が必要なものとそうでないものを決めているのか。

このことについては、「國家」の或る箇所 (436a1-d9) に従って、先ず次の点を確認しておきたい。つまり、何か「社会概念 (τὰ τῶν πολλῶν δογμάτων)」のようなものがこれを決めていると言えるところがある。ということである。多数者にとって（この限定を忘れてはならない）、「人々の意向 (τὰ δογμάτα τε καὶ εἰδουμένα)」という形で存在するものが (436b)、それを決めているのではないか。また、ここでは、人々の意向の対象、つまり、人々が現に必要とするものが、どちらもなおさずよいものであり、両者は外延を等しくしているであろう。⁽⁶⁾ もう一つ確認しておきたいことがある

プラトン「國家」——或る仮説

る。それは、以上のような必要なものとそうでないものとの区別は、或る種の教育（端的には子供の躾）に関わるものであるということである。そして、このような仕方でなされる教育は、例えば母親がそれをするのだとしても、それは、多数者を代行して、その権威を委任された形ですることであろう。そのような教育の典型的な場面を、われわれは、先の母親と子供の例に見出すことができよう。それ故、それを「場面A」と名づけることにして、それについて若干のことを、更に確認しておきたい。

場面Aは、人々が必要なものとそうでないものとの区別を、いわば自明のものとして受け容れており、何が必要で何が必要でないかということについては、改めて問うまでもなく、はじめから了解がついている（社会通念とはそういうものであろう）というようなところにある。また、この場面で、そのような了解に基づいてなされる教育（これを「教育A」としよう）があつて、「それは、日常の世界に於て「絶大な強制力 (*μεγάλη δύναμις*)」を發揮することもある（192d2）」のではないか。一般にその強制力は、教育Aが或る種の自明性を當てにするだけ、「ロゴスを持たない」ものであるが故に、有無を言わざぬもの、何か暴力的なものとならざるを得ないであろう。この点を子供の側から見てみよう。子供は教育が未だ十分ではない。だからこそ必要でないものを欲しがつたりするのだと、人は言うであろう。そこで母親が、躾のためにそれを抑止すれば、子供は満たされない欲望をもつことになる。そして、彼のその欲望は、消えないで残っている限り、何らか強制的に抑えつけられているのでなければならない。

さて、ソクラテスが「寡頭制的な人」に関して問題にしているのは、このような「欲望を抑える」ということであると考えられる（554a² ~ d⁸）。これを「場面B」としよう。但し、場面Bで問題なのは、自分で自分の欲望を抑えるといふことである。寡頭制的な人とは、必要でない（それ故に悪い）欲望を、自己抑制する人のことなのだ。（554a⁵ ~ 8、554c¹ ~ d¹）。彼はこうした欲望をもつてゐるその限りに於て、教育のない人間であるが（554b⁴ ~ c³）、同時に、「何か自分

自身の暴力的な力によつて (*τινὶ διαυροῦ βίᾳ*) それを押えることのできる人間でもあるとされる (554d)。それが暴力的であるのは、そのような人は、「(それ自体が) よくないことだと納得するのでもなく、ロゴスによつて (自分に) 言いきかせるのでもなく (*οὐ πειθῶν δῆλον οὐκ ἀμεινῶν*、 *οὐδὲ σημερῶν λόγῳ*) 別のもの (財産) のことを心配して (*περιτίθησαι οὐσίας τρέψαι*)、強制と恐れによつて (*ἀνάγκην καὶ φόβῳ*) するのだ」からである (554d～e)。——以上が、ソクラテスによる場面Bの描きである。しかし、私はそれを、単なる描きだとは思わない。それは、一つの行為のすぐれた分析となつていなか。

場面Bでは欲望を抑えるということが問題なのであるが、それは、或る意味では、欲望を消すということに対しても対してあるといえよう。欲望は教育によって消すことができる。しかし、「寡頭制的な人」には教育がないから、消すことはできない。そして、消すことができないから、欲望はある。この円環の中では、彼は暴力的にそれを抑えつける以外にない。それが暴力的であるのは、ここでは必然的なのだ。先の母親が、言うことときかない子供に対してもうであるように、彼は、自分自身に対してもうある以外にない。母親が子供の手を無理矢理引いて行くように、彼も、そのこと自体の是非を問うことなく、他のもののために、自分自身を無理矢理引いて行くのである。^(554c) ——その彼も、必要な欲望であれば、それを満足させる (554d～e)。しかし、何が必要で何が必要でないかということについては、彼はどのような基準を持ち合わせているのか。簡単にいえば、それは、浪費的 (*ἀναθετικός*) かそうでないか、得になる (*χρηματιστικός*) かそうでないかということであろう (558d₄～6, 559c₃～4)。しかし、これは「寡頭制的な人」の基準でしかない。それによつて、必要なものとそうでないものが、正しく区別されることになるとは限らない。

のことについては、もう少し後の箇所 (558d₈～559d₃) を見なければならぬ。そこでは、必要な欲望とそうでない欲望とが、次のような仕方で区別されている。(1) (生きるために) 不可避的な (*οὐν δὴ οἷον τεῖναι σπουργέψαι*) 欲

プラトン「國家」——或る仮説

望と、有益な (*αἱρελαόνσιν*) 欲望、これが必要な欲望である (558d1 ~ e², 559a¹ ~ b²)、その反対であるような欲望、つまり、不可避的でもなければ有益でもないような欲望、それが必要でない欲望ということになる (559a³ ~ 6)。(2) 何が不可避的であり何が有益であるかは、われわれ人間の自然 (*γένοντα φύσεων*) が決めていることである (558e² ~ 3)。(3) 不可避的でない欲望は、若いときからの教育 (一応、先の教育Aとは区別して、「教育B」としよう) によって取り除くことができる (559a³, b² ~ 10)。——以上のような描き (これについてもまた、私は単なる描きにすぎないとは考えない) は、厳密さに欠けるところがあるかもしれないが、或る明快さを伴うものではある。その明快さはどこから来るのであるのか。

(1) の「不可避的」ということは、個々人の問題ではあり得ない。それは、例えば、私に避けることができるかどうかで決まるというようなものではあるまい。むしろ、何か一般的な仕方で、それは決まっているであろう。そのようなものの一つとして、ソクラテスが例に挙げるパンがある (559a1 ~ b²)。しかし、どうしてもパンでなければならないということもないであろう。何か厳密ではない仕方で、そういういたパンの類いが、われわれには不可欠だということになつてているだけなのである。しかし、そういったものがどうしても必要だということは、はつきり決まっているのであって、それがそうなっているということには、確かに或る種の自明性があると言えよう。他方、「有益」ということについても、身体の健康のために何が有益かは、例えばパンの類いがやはりそうだといった具合に、同じように一般的な仕方で自ら決まっているであろう (559b³ ~ 4)。また、不可避的なものではないが、健康のために有益であるようなもの (559b⁴ ~ 7) も、やはり同じようにして決まっているであろう。そして不可避的ということであれ有益ということであれ、それを決めているのは、(2) の自然であるというそのことも、以上の限りではその通りではないか。「生きるために」「とか「健康のために」といったことが問題である限り、その点に議論の余地はあるまい。それ故、その描きの明快

さは、一応、このような自然の自明性に由来するものと言えよう。しかし、以下についてはどうか。先ず、「(魂にとつて)思慮と節制のために (*μνησή πρὸς τε φρόνησιν καὶ τὸ σωματρονεῖν*)」いうことが問題である場合にも (559d1)，同じように言ってよいのか。次に、「仕事のために (*πρὸς τὰ ἔργα*)」(得になるかどうか)といったこと (559c4) については、どうなのか。三つは区別すべきではないのか。プラトンは区別していないであろうか。だが、この問題は、プラトン理解の根幹に関わる事柄である。それ故、今は唯、次の点を指摘しておくに止める。確かにここでプラトンは、三つを一まとめにして論じているかのようである。しかし、少くとも次の二つは区別されているのではないか。その一つは、必要なものとそうでないものとはどう区別されるのが正しいかということである。これには教育(教育B)が関わっていた。もう一つは、「寡頭制的な人」はそれをどう区別しているのかということである。彼にはその教育がないと言われていた。

ところで、(3)の教育Bは、取り敢えずは、不可避的でない欲望を取り除くことに関わるだけのものとして言われていた。しかし、教育Bには、教育Aと違つて、或るロゴスが伴つてているのではないか。すなわち、ここで必要な欲望とそうでない欲望とを区別しているロゴスがその一部であるような、そして、それについては或る種の正しさ (*ἀρετῆς*)⁽¹⁹⁾ を認める事もできるような、そういうロゴスが。だが、その正しさについては、ここで端的にそう言われているように、自然がその原理であるということに注意しておこう(それ故、このロゴスを「ゆ一言語」と呼ぶことにする)。このような教育とロゴスが『国家』のどこで語られていたかについては、改めて議論するまでもないであろう。それどころか、『国家』篇全体が、そのようなロゴスによって形づくられているとすら、人は考えるかもしれない。⁽²⁰⁾ 私はこれに反論したいのだが、とりあえずここでは、次の点を確認しておくだけにする。結局のところ、教育Bというのは、『國家』II～III卷でわれわれの欲望を「浄化する (*διακαθαιρεῖν*)」⁽²¹⁾ のとして (39e5) 語り出された、あの教育 (*μουσικὴ* と

プラトン「國家」——或る仮説

αὐτομαστική) のことであろう。⁽¹²⁾ 「寡頭制的の人」には、その教育がないのであった。その教育があれば、彼に不必要的欲望が生じることはない。しかし、教育がないから、欲望はある。このような文脈の下に、場面Bは設定されているのである。

三 場面C (N 439a1 ~ e1 と X 603e3 ~ 604d11)

さて、「國家」には、以上とは全く違った、もう一つの場面設定がある。そこでは、「抑える」ということではなくて、「闇う」(しかし、これは、後に明らかにされるように、その場面の一つの描きにすぎない)ということが問題となっている。これを「場面C」と名づけることにしよう。場面Cが、先の場面Bと対比されるべきものであることは、疑う余地がない。何故なら、先には問われることがないとされた(例えば、或る高価なものを欲しがるという)、そのこと自体の是非が、ここではとりわけ問題とされることになるからであり、また、これも先には除外されていた、ロゴスがそれによって問われるかということが、同様に問題とされることになるからである。しかし、場面Cをそれとしてとり出すには、一つの困難が伴う。場面Cには、通常なされる一つの描き、そして、その上に構築された一つの理論が存在して、一般に受け容れられるものとなっているからである。この点を、場面Cについての序説ともみなすべき或る箇所(439e1 ~ 439b3)に従って見ておくことにしよう。

そこでは、先ず、「節制(*εργηπονήνη*)」は「一般には、(自分が)自分に克つことだ」と言われている(*ως φέρει κρείττως γη αὐτοῖς*)⁽¹³⁾といふことが指摘される(439e6 ~ 7)。しかし、この「(自分が)自分に克つ」という言い方はおかしい(*γελοῖον*)。ソクラテスは続ける(439e1 ~ 439a1)。何故なら、それによつて同じ者が言われてゐるのである限り、自

自分が自分に克つ者 (*κρείττων αὐτοῦ*) は、同時に負ける者 (*γιττῶν αὐτοῦ*) でもあることになってしまふからである。それ故、この書い方を、文字通りにとるわけにはいかないのであって、それは、われわれの魂が互いに相異なる部分（優れた部分と劣った部分）に分かれていて、そのうちの一方（優れた部分）が、他方（劣った部分）に、克つ (*ἐγκρατέστη*) とか負ける (*κρατθεῖ*) と言わんとするものではないかと、ソクラテスは解説してみせる (43a ~ b3)。——このようにして「魂部分説」は導入されるのである。このことは重要である。それは、「自分が自分に克つ」というような、そのままでは了解不可能である一つの言いまわしに対し、それが或る事実を言い表わしているというそのことを認めた上で、その言いまわしそれ自体の分節に則して、自分の中に相異なる二つの部分があるというふうにそれを実質的に読み代えることによって、何とか了解可能なものにしようとする、一種の言語分析に基づく説明の試みなのである。魂部分説は、ここでは、そのような解説言語の地平にあるものとして導入されているのである（この点に関してプラトンは、完全に意図的であつたと考えられる）。

しかし、魂部分説が「国家」に於てそれ以上のものとしてあることは、私も認める。いわゆる「魂の三分説」というのは、確かに、それ以上のものであろう。だが、それがそれ以上のものであるということは、一休どこから来るのか。それは、結局は、国家とのアナロジーから来るだけなのであるまいか。つまりあのよう仕方で導入された魂部分説は、国家とのアナロジーによって、魂の三分説として正当化されているのではないか。そのような形で、ここで議論は進められていると考えられる。そして私がここで指摘しておきたいのは、そのアナロジーによる議論には一つのはつきりした原理があるということである。すなわち、各人には自然の決めた (*κατὰ φύσιν*) 自分の仕事といふものがあつて、各人は決められた自分のことだけをするのがより効果的であり (303c ~ 5)、また、国家の各部分の場合にも (310c ~ 10)、魂の各部分の場合にも (415d ~ e)、そうするのが正しい (*δικαιον*) のだとする、「分業の原理」

プラトン「国家」——或る仮説

である。この原理をどう定式化するかは別として、それが α ー同意と何らか対をなすものであるということには、異論の余地がないであろう。先に見たように、 α ー同意に基づいて国家はつくられるようになるのであるが、その国家が正しく (*διανοήσης = ιδέας*) つくられるための原理が「分業の原理」なのである。一方 (必要) を発生原理とすれば、他方 (正義) は構成原理とでも言うべきものであろう。従つて、魂部分説は、 α ー同意をめぐる話の延長上にあって、 Φ ー言語の枠の中にあるということになる。これを私は、「場面Cへの Φ ー言語の侵入」と呼ぶことにする。魂部分説というのは、場面Cにとって、何かそのようなものとしてあるのではないか。これに対し、そのような侵入が阻止されたときに、場面Cがどのような形でとり出されるのか、それを私はこれから問題にしたい。結論を先取りして言えば、それは、 β ー同意をめぐる話の延長上に、ソクラテスⅡ=プラトンのロゴスとしてとり出されることになるであろう。⁽¹⁶⁾

(場面C その一) IV巻 439a ~ b1でソクラテスは、渴きを例にして議論を展開している。先ず、渴きは、端的に飲み物に対してもあるということ、つまり、それがよい飲み物であるかどうかといった事柄は、渴いているということ自体からすれば、何ら問題ではないということが確認される (439a1 ~ b1)。実際、のどが渴いている人は、「何でもよいから飲みたい」と言うであろう。次に、人はのどが渴いていても飲もうとしない (*διψάντας οὐδὲ εθέλει πίεσαι*) こともあるのではないか (439c2 ~ 3) と言われる。これは、場面Cに相当する一つの事実の確認であると同時に、それがその事実の基本的な描写であることの確認であると、理解すべきである。「それについて何が言えるか」というソクラテスの、それに続く問い合わせ (439c5) が、そのことを示していよう。では、それについて何が言えるのか。魂部分説による説明が直ちになされる (439c5 ~ 7)。しかし、それに続く三行 (439c9 ~ d2) は、魂部分説の言語を一切用いていない。もちろんこの場合も、先の基本的描写がその基礎になっている。しかし、それを何らか読み代えることによって、解説言語へと翻訳するといったようなことがなされているわけではない。それは事実を説明しようとするものではないのだ。で

は、何をしようとするものなのか。その前に、そこで書かれていることを確認しておこう。——（この場合）一方には、その人に飲むことを禁止するものが（彼に）生じていて (*τὸ μὲν κωλύον τὰ τοαῦτα ἀπράγματα*)、それは（そうする方がよいと）ローラスをめぐらせることから (*ἐκ λογισμοῦ*) 来るのではないか。他方に、飲ませようとするものが生じていて (*τὰ δὲ ἀγοντα καὶ ἔλκοντα*)、それは（のどの渇きという）ペトスないし病氣に由来するのではないか (*διὰ παθημάτων τε καὶ ιασημάτων παραγίγνεται*)。——以上が、そこで書かれていることのすべてである。それによるところには一方に、彼はのどが渇いているという事実があつて、そしてその事実が、彼を飲むことへと向かわせるのである。しかし、それは彼の望みとは無関係である。こうした事実といふものは、否応なく生じて来るものではないか（「ペトスないし病氣に由来する」とは、このことを言うものであろう）。他方に、彼は飲もうとしないという事実がある。この場合、彼が飲もうとしないのは、単に飲みたくないからということではあり得ない。それでは仮定に反することになろう（彼は、現にのどが渇いているのであるから）。それ故、彼は、何らか飲まない方がよい、と考えて（B一同意）、自ら選んでこうするのだと違うよりほかにないであろう。これは、事実の説明、というようなものではない。むしろ、事実関係をより明瞭にさせる仕方で、もう一度同じ事実を、分析的に捉え直しているだけではないか。もし仮に、「より明瞭にさせる仕方で」というそのことが、そこに單なる事実描写以上のものを持ち込むことになるのだとしたら、そこに持ち込まれることになるのは、実は論理に属する事柄なのだと私は考える。それはそれとして、以上によつて、場面Cというのがどのような場面であるかといふその点に関しては、或る程度の理解を得られたであろう。そして、それが、先の場面Bとは全く様相を異にするものであるといふこともまた、同じ程度には明らかになつたものと思われる。しかし、これらについては、もう一つの箇所へと場所を移すことによつて、改めて問題にすることにしたい。

（場面C その1） X卷63e3～64d1に於てソクラテスは、今度は別の例を用いて、場面Cの議論を更に展開させて
　　【ラトン】「國家」——或る仮説

いる。ここに議論が前の議論を直接引き継ぐものであることは、その導入部で先の箇所への言及がなされ、それに付けて「あのとき言い残したことがあるので、思うに、今度はそれを言い尽くさなければならない (*ο τόπες ανέλαθομεν, μηδὲ μου δικεῖ αἰναργκαῖον εἴησε διελθεῖν*)」と聲明されていることから (602d ~ e)、十分明らかであろう。しかし、何が言い残されたのであるか。この点を見究めることがここでは肝要である。私はそれこそが、魂部分説の否定というまさにそのことであると考える。ソクラテスはここで、場面Cといふのは、魂部分説によって説明されるようなものではないということを、見事に例証しているのである。

この例は、立派な人 (*τιμείων*) が、冷静に息子とか友人の死の悲しみに堪えるといふものである。先ず、この例に於ける場面Cは、「(立派な人が) 悲しみに堪える」を基本的事実描写とするものであることを確認しておこう。次に、ソクラテスによる、その分析的捉え直し(前半)を見ることにしよう。——その人が冷静であるのは、悲しくないからではない。彼は、実際は悲しいのであるが、唯、節度を守ろうとしている (*μετριάσει*) のである (603e ~ 9)。ところで、彼が悲しみとよく聞い、それによく抵抗することができるのは、人前で、それとも自分ひとりだけになったときには (*μοναχείσθαι*)、人に聞かれたら恥かしいことを言つたり、人に見られたくないようなことをしたりするのではない (604a ~ 9)。——以上が、場面Cの分析的捉え直し(前半)である。この限りでは、そこに何らか説明らしいものが入り込んでいるとするには及ぶまい。それは、先の基本的事実描写を、唯單に、その分節に即して捉え直しているだけである。そこには、確かに、ひとりになつたときのことが付け加えられてはいるが、これとも、そうした捉え直しの範囲を、少しも逸脱してはいないと考えられる。そして、この点が重要なのであるが、ここでは魂部分説の言語は一切用いられていないということに注意しなければならない。⁽²⁰⁾ それだけではない。ここに付け加えられたひとりになつたと

きのことは、場面Cの魂部分説による説明というものを、完全に否定することになるのだ。何故なら、魂部分説は場面Cの成立を、魂内部の出来事（つまり、どうからもいわばその人自身の分身である、二つの相反する欲求ないし力の対立）として捉えようとするものだからである。⁽¹⁾ それ故、その説の下では、場面Cの成立に関して、ひとりになつたときとそうでないときとで何か違ひがあるとすることは、原理的にできないであろう。それどころか、その説は、もしその人が本当に世にいう立派な人（*εἰρηνής*）であれば、その人は自分ひとりだけで十分こと足りてゐるのだから、人前であろうとなからうと、やすやすと悲しみに堪えることができるはずだとするであろう。それに対して、そうでない人の場合には、足りないところがあるわけだから、その分だけ悲しみに抵抗することもできないということになる。しかし、いずれにしても、それは魂内部の問題でしかない。これに対してソクラテスは、そうではないということを、事実によって証示していかないか。そしてソクラテスがそれによって指摘しようとしたのは、自分以外のもの、いわば自分の外にあるものこそが、ここでは決定的な意味をもつてゐるのだということであろう。

さて、以上のようにして魂部分説を否定した後で、それに続けてソクラテスは、次のように言う（分析的捉え直しの後半）。——(i) やの際、（その人に）抵抗を命じるものは、ロゴスとノモスであり、悲しみへと導くものは、その当のペースではないか (*601a10~b1*)。——先の渴きの例に於て確認しておいたように、渴きとか悲しみとかは、私の望みとは無関係に、否応なく生じて来るものである。そしてそのようなものが、こひで「ペース」と名指されているにすぎない。また、ロゴスとノモスとは、少くとも私自身ではないし、私の部分でもないであろう。それは、むしろ、私を超えた何かなのではあるまいか。ところで、その直後には (*601b3~4*)、(ii) その人には、同じ事柄（悲しみ）に対して、相異なる動きが同時に生じているのだから (*εἰσαγότας δὲ ἀγωγῆς περιπονῶντας εἰς τῷ θυμῷ περὶ τὸ αὐτὸν ἄνθετο*)、二つのものが彼になくてはならないとわれわれは語る (*διο φαμέν αὐτῷ ἀναγκάτον εἶναι*)、とある。これを、通常な

アラン「國家」——或る仮説

されるように、魂部分説の言語として、解することは許されない。何故なら、それら一つのうちの一方は思慮をめぐらす (*τὸ βανδεῖσθαι*) ということであり、他方はパトスに外ならないからである。⁽²⁴⁾ それらはそのつど、一方は否応なく、他方はそれと「鬭う」ために、生じて来るものなのである。そして、生じて来たその限りに於て、それら一つは、共にその人のものとなる。つまり、悲しみはその人の悲しみなのであり、思いもその人の思いなのである。

さて、悲しみに堪えるといったことというのは、簡単に、泣きたくないから泣かないというようなことではないのであって、何らかそうする方がよいと考えて (β—同意) 自ら望んでそうすると、⁽²⁵⁾ うこと以外の仕方ではあり得ないのである。このことも、先に確認したことであつた。しかし、ここでは、次のように言われている (604b6~d)、この箇所は「β—同意の構造分析」とでも名づけうる、ソクラテスによる分析の白眉である)。(iii) 先ず、一方のもの (これは、彼に生じた二つのうちの一方であつて、この箇所ではこれについてだけ言われてはいる) は「ノモスに従おうとするものである (*τῷ νόμῳ ἵστοριον πείθεσθαι*)」と言われる (605b6~7)。次に、ノモスがこの場合何と叫うか、それが示される (605b7~8)。心の中に「いつあるのが一番よし」とロゴスが選ぶ通りに (*ὅτι ὁ λόγος αἱρεῖ βέλτιτρον ἀντὶ εἰκεν*)、自分のことを処理する (*τιθεῖσθαι τὰ αὐτοῦ πράγματα*) と云うやことが生じなければならないと言われている (605c~7)。一方の側に生じる「やだねのは、このようなことなのだ」最後に「(ここに生じたものが)最善のものであればそれは (*τὸ μὲν βελτίστατον*)、(ノモスの囁うところを明らかにした) 以上のようなロゴスの導きに従おうとするものである (*τούτῳ τῷ λογισμῷ θέλει εἰπεῖσθαι*)」と謂われる (605d5~6)。——ソクラテスは、場面Cに於けるβ—同意を、⁽²⁶⁾ のように分析してくる。それは、行為の原理 (*ἀρχή*) を明らかにしていいのか。すなわち、ノモスがその原理だあると云われているのではないか。そして、そのノモスをわれわれの目に明らかにしてくれるのが、ロゴスの働き (*λογισμός*) にはかならないと書われているのではないか (最初に *τῷ νόμῳ ἵστοριον πείθεσθαι* と云われ、最後にそれが *τούτῳ τῷ*

λογιστικός εθελεί πεσθαί と言ふ換えられているのは、このことを示すものである。ところど、この間の議論のどこにあ、「出⁽²⁾」(Sūkōtōn)」という語は登場しない。しかし、ノモスがあるところに「正しい」というやのこと」「もあるのではないのか。そして、ロゴスはそれを、(われわれにとって)一番よ^いこととして、選ぶと謂われていると考えられる。

以上が、「あのとき言い残したこと」のすべてであると、私は解する。これによって、場面Cがどのような場面であるかといふそのことについては、十分明らかにされたであろう。そして、この場面Cについての議論は、⁽²⁹⁾ プラトンによって意図的に、場面Bの「欲望を抑える」ということについての議論の対極に於て、⁽²⁹⁾ エー同意をめぐって展開されている。そのことも、既に、十分明らかであろう。私は、このエー同意をめぐる議論のうちにこそ、『国家』に於けるソクラテス＝プラトンのロゴスを見出すべきだと考える。次に、その点に関して、若干補足したい。

四 エー同意

場面Cが成立するためには、何らかエー同意がそこに関与しなければならない。それは、何度も言つよううに、唯單に、飲みたくないからとか、泣きたくないからなどいうだけのことでは、決してないのであって、「そうしたい」とか「そうする」のがよいと思う」というそのことがなければならないのだ。そうでなければ、堪えるというようなことは、絶対に生起しないであろう。それ故、エー同意は、場面Cの成立がそれに全面的に依存しているようなそういうもののなかではあるまい。そして、それだけが、つまり、「そうしたい」とか「そうするのがよいと思う」というそのことだけが、ここでは、いわば私自身から発動するものであることは明らかではないか。しかも、その発動を妨げる(つまり、「そうし

プラトン「国家」——或る仮説

たい」とか「そうするのがよいと思つ」というそのことを妨げる)ものとしては、これまた、私自身を除いては、ほかには何もないであろう。場面Cは、私自身から発動する、この^{タメ}同意によつて成立するのである。このことを、「B-1同意は場面Cの原因 (*aitia*) である」と言い表わすことに、何か支障があるだらうか。

ところで、「ペイян」の或る箇所 (98c ~ 99d) で、ソクラテスは、「(自分が) 今ここに、こうして坐つてゐること」の原因について、「アテナイの人たちが、私に有罪の判決を下すことを最善だと思つたこと (*εἴδοτε βέλτιστον*)、それ故に (*δικαίωτα*) 私も、ここに坐つている方がよいと思つたこと (*εἴποι βέλτιστον αὐτὸν δικαιοτάτῳ*)」として、彼らの命じる刑罰なら何であれ、この地に留つて、それを受ける方が正しき (*δικαιότερον*) と頃々たこと」以外になこととしている (98e ~ 99a)。そして、それに続けて、「もし私が、ここにこうしていふことの方を、正しいこと (*δικαιότερον*) であり、美しいこと (*καλόν*)」であると思わなかつたとしたら、私がここにこうしていふこともなかつたであらう」と付け加えている (99b ~ 99a)。ソクラテスが「ここにこうしていふこと」の原因として挙げてゐるのは、「私(ソクラテス自身)が、そうするのがよい(正しい、美しい)と思つた」というそのことである。その前に判決のことが言われてゐるが、それは「やつするがよいと思つた」ととの理由としてである (*δικαίωτα* がそのことを示して、^{タメ}よう)。もちろん、二つを切り離すことはできないであろうが。ところで、その判決に従うといふことが、ここでソクラテスによつて正しいこととされ、そして、彼が「正しいと思つた」というそのことが、ここでは、「よいと思つた」というそのことと並んで、それと同じように原因として言われてゐる。「美しいと思つた」というそのことも、それと同様である。このことはどう考えるべきか。——その前に、正しいということについて、次の点に注意しておきたい。すなわち、ソクラテスは、それがアテナイのノモスであるからという、唯それだけの理由で、それに従うことを正しいとしたのではないということである。それとも、ソクラテスは、少しも実質の伴わない、殆んど空虚な^{タメ}同意に基づいて、死を選

んだとでも言つのか。そのように考へるひとは、最後のソクラテス（『弁明』『クリトン』のソクラテス）の々一同意の実質をなすロゴス（これを「ソクラテス」と表記することにする）を、全く理解しないことに等しい。この「ソクラテス」をどう理解するか、これがプラトンの出発点であったとすれば、ソクラテスの死の選択は、プラトンにとって、言わば場面Cの原点のようなものであつたと考えられる。

さて、『ペイメン』の先の箇所は、ヨー同意が、「よい (*áryathón*) と思ひて」の代わりに、「正しさ (*Stikarion*) と思ひて」とも「美しい (*kánōn*) と思ひて」とも言い表わされるものであることを示していた（これは、一般にそうだといふことであつて、アラメンがそれらの間の違ふと結びつきを見過してゐるといふことではない——『國家』はむしろ、正しいとよいが、どう結びつくかというそのことを探究の主題としている）。しかし、その基本型とされるべきは、「自分自身にとってよいと思ひて」であると私は考える。⁽³²⁾よいといふそのひとと、それを何らか限定して見る「自分自身にとって」が、重要な意味をもつと思われるからである。その限定が何を意味するものであれ、次のことはわれわれにとって明らかではないか。すなわち、それは、よいに対してもうするのと同じように、正しいや美しいを限定するものではないということである。われわれは、普通は、「自分自身にとって正しい」とか「自分自身にとって美しい」と記すことはあるまい。語うことがあるとしても、これは、直接正しいや美しいを限定するものではないであろう。これに対して、「自分自身にとってよい」は、普通に言われる。そして、それは、直接よいを限定するであらう（得になる」とか「為になる」等に対してもそのなのだが、その限定の仕方は、「よい」の場合と決して同じではあるまい。⁽³³⁾われわれは、よいに何かそのような限定が付加されることを、むしろ当然のこととしているのではないか。だが、「自分自身にとって」というその限定は、一体何を意味するものであるのか。それは、少なくとも、ここでのよいを、「自分の得になる」とか「自分の為になら」 (*self-interest*) とするやうな、そういうものではない。——この点に関しては、「國家」

アラン「國家」——或る仮説

の中ほどで（555行～），ソクラテスによつて言われる、次のことが重要である。つまり、われわれは、よいといふことに関しては、單にやう思われることをではなくて、本当にやうやくあることを知むべからず、それがそのことである（しかし、正しいや美しいについてはそうではない）。実際、自分の利益になると（self-interest）もされたもののが、本当に自分自身にとってよいものであるとは限らない。——では、どうするかが自分自身について本当によいかを問うことに於て、この「自分自身について」という限定は、何らか積極的なものであらうるのか。それにして、一体自分自身とは何であるのか。それが何であれ、とにかくそれを、「汝」と呼ぶことにしてよ。この汝についてという限定は、あってもなくても構わないというようなものではない。それは、はつきりと、やぶさしいやのことを限定している。しかし、汝一同意の内実は、汝についてよいといふそのことをどう考えるかにあるのだ。ところで、アランはそれにつけ、どうでも明らかにすることはなかつたのである。私はそう思はない。私の考えているのは、「ソクラテス」のことである。「ソクラテス」はわれわれに、汝についてよいといふそのことの何であるかを証していいか。——『弁明』の末尾近くには（436行～）次のようにある。「私のことは、望むことなく（άπο τοῦ αὐτοκατοῦ）生じたのではあります。やがて私は、いつか（死を選ぶ）ことの方が、私がどうじよかつたのだ（βέλτιον τὴν μοι）」と、わかつていゐるのだが（μοι δῆλον εστι τοῦτο）。

(結語)『國家』の最後で（628行～），ソクラテスは言ひ。『このようにして救われた（καὶ σωτειῶν, ὡς Πραύκων, μηδος ἐσαύθη）』の話は、われわれを教つてゐとなるであらへ、それをわれわれが信じるなりせば（καὶ γῆμετ διν σώσειεν, ἀν πειθόμενος αὐτῷ）』として、次のよう結んである。「また、私を信じるが、なぜ（ἀλλα, διν εἰμοι πειθόμενα',、田處を尽して正義を追求することによひ」（δικαιοσύνην μετὰ φρουρήσεως παυτη τρόπῳ ἐπειργεῖσθαι），.....われわ

れはよくなる=幸福であることがやめられない (*εὐ πρόττοντειν*)。——しかし、それは、どの話を信じることであるのか。そして、誰を信じることであるのか。

註（引用文献等の詳細については「付表」参照）

(1) この主張は別として、この論文は KM 講義に多くを負う。以下で述べられることに、何か真実が含まれているとしたら、すべてそれは、そこから得られたものである。しかし、言つまでもないことであるが、誤まりはすべて私の責任である。

「國家」をめぐる一連の私の講義に辛抱強くつき合ってくれた学生諸君、及び、この論文の草稿を読んで多くの不十分な点を指摘して下さった諸先生方、とりわけ、加藤、松永兩先生に感謝する。

(2) これについては、Sachs, Williams 等を覗よ。

(3) もちろん私は、これだけのこととの = B & A 假説を否定できるなどと考えて居るわけではない（しかし、今注意した箇所は、単なるレトリックとして片づけることもできないであろう）。

私の主張が立証されるためには、(a) 「國家」の中に、全篇を通して截然と区別できる二つの話があるということ、そしてソクラテス=プラトンは一方を主張し他方を退けるということ、少なくとも一つの可能な読み方として、先ず提示されなければならぬが、それだけではなくて、(b) テキストに直接それを証拠立てるものがあるということ、つまり、プラトンがそれを曲がり意図していたというそのことに対する証明するものがあるとともにまた、明らかにされなければならない。

(4) Cross and Woolsey, p. 80 は self-interest じゆし。Annas, p. 78 もそれに従う。このことについては、更に註 (26) を見よ。

(5) 原文には ἀστὴν διακρίπει τῷ ὅμῳ μηδένο διακρίπει の主語は、Lee がやつて解したように τὸ εἰργάκων とする。

(6) それだけでもなく、同じでは καλόν, δικαῖον, δικαῖος, ἀναγκαῖον は、結局のところ無差別である。多数者の通常においては、それらは無差別なのだ。そして、それが、多数者の通常に従うだけのソフィリストは、「ロゴスをもたない」ということの意味である。たとえ、現に人々はそう考えて居るといつ「説明（ロゴス）」がある (132a ~ c) でソフィストのロゴスとはそういうものだと語られている）としても。

(7) ここで言われるような「教育」については、132b ~ 133c (この間の叙述のクライマックスは 133d ~ e にあると考へられる) を見よ。全体はそのような教育に対する批判である。

(8) このような場面 B というのは、場面 A と違つて、確かに、少数者のところにしか見出されないと考へられる) をアーレン「國家」——或る仮説

プラトン「國家」——或る仮説

で（いきなり「寡頭制的な人」のむなれ）問題になつてゐるところのところには、一つの意味があるのだ。

- 「寡頭制的な人」と次の「民主制的な人」とは、或る仕方で対をなしてゐる。しかし、この二三巻で描かれた教官 (*μοναρχεύς*) と *γραμματεύς* がない。両者の違いは、端的に言えば、欲望を抑えるかそうでないかの違いである。やむしむに応じて、一方では「必要」が問題となり、他方では「快」が問題となつてゐる。言ふ換へれば、プラトンはこのものとして、「必要」とか「快」が問題となる場所を見定めてゐるのである。「快」については補註一を見よ。
- (9) それ故、彼は平靜を保つ人 (*αἰρασίαν*) へは異なる (33d)。Williams, p. 202 は、"Inner peace is what Plato must want" といひ、もしプラテンが場面由までも感つかなかつたのであれば、やの通りであつたかもしだれなし。
- (10) この点は、M 講義によつて鮮明にされた。Williams, p. 203 がこの点に若干注意を向けてゐる。

- (11) 最近の註釈者の中で、プラトンのロゴスは *φύσις* を原理とするところを強調してゐる。White (cf. pp. 17~24) は、あらう。

とりわけ *μοναρχεύς* はつこ、それが或るロゴスを伴つこととにに関しては、54b~c, 54b を見よ。そのロゴスがどのようなものであるかに關しては、例えば 40d~e, 40d を見よ。更に、やうしたロゴスが把握できぬいつかから (40d), 理解でけるといふ仕方で (32a~b)、その教育はなされると語られてゐる点にも注意せよ。

- (13) それは、また、*σόλων ταῦτα καὶ εὐθυμητὸν ἔργοντεα* へも書かれてゐる。【國家】に於て *εὐκάρπτεια* と *ἀκρασία* が問題となり得るのは、やはりこの場面に於てである。

- (14) これについては、43d~45c, 43d~44c を見よ。国家とのアナロジーが明確な形をとることになるのは、44d~e のグラウコンがそのことに言及して以後のことである。私はとりわけそれ以後の議論を、魂部分説の国家とのアナロジーによる正当化の議論とみなす。このアナロジーを支えているのは、一般に、国家のことと人のこと（例えば、「正しさ」というよつた同じ名前で呼ぶといつものこと）である (45a~e, 45a~e)。

わつ一つ別の正当化の議論が、45a~47a にある。これについては補註三を見よ。

- (15) 中一言語の下では、*δικαίωσις* は *opinion* として理解されることがある。これについては補註三を見よ。

(16) ない。*δικαίωσις* と *ἀρέσκεια* の問題については Kato を見よ。

- (17) 従つて、私は魂部分説を、ソクラテス＝プラトンのものではないとする (やつて、61b~3 は、端的にそのことを明言しているものと解かる)。それが誰のものであつたか（例えば Burnet², p. 177 の説明など）、ピタゴラス派のものであつたかどうか）は、いかにも歴史的的な問い合わせに対しては、この点では無関心である。むしろむしろやう事実の側には、もつとも興味はないといつてもいい。従つて、*πάντα τῶν ἀριστῶν ἐπιθυμοῦσαν* それは、*ἐπιθυμεῖται* のものであることを考へるのではなく、むしろむしろやうのむかづいての考察の基礎におかないとしないといふべきだ。

(18) この箇所の読み方については、全面的に M 講義に負う（これ以外の点でも、私は多くを M 講義から得てゐる）。このことがなければ、ここに議論は、もつと別の形をとっていたであろう。

ところで、これに統く箇所 (33d-8) は、これをもう一度魂部分説の言語へと翻訳し直しているものである。

(19) この例については、更に、33d-8 を見よ。

(20) 少なくとも 33d-8 の間にないと考えられる (語句の *τὸ μὲν πεποιητόν* は、33d-4 で言われる、ここに生じているものうちの一方を指す)。特に注意したうのは、*ἐπρέπει* (語句) しか *θέλειν* (語句) といつた表現は、一方（ローブとノセスに従う側）についてだけ用いられてくるといふべきである。これに対し、バトスの側については、33d-10 にもそれはない。

(21) 場面 C に於ける「闘い」の結果がどうあれ、その責めはすべて自分自身にある。このことを部分説言語は、次のように描くしかないのではないか。

闘いは自分自身に内的な或る二つの力 (*κρατος*) の衝突である（一は通常「欲望」と呼ばれ、他方は「意志」と呼ばれる）。そしてその闘いの行方を決めるのは、それら二つの力の強弱の問題だけである。そこに外的な力が何らか関与するとしても、それは問題ではない（そのような力に負けたという場合には、それは不可抗力であったのではないか——アクランアに関するは、この点が情状酌量されることはあるまじ）。

(22) 必要の話からすれば、立派な人というのは、「よく生きるために自分自身だけで自足している人 (*αὐτὸς αὐτῷ αὐτούργησεν προτελεῖται*)」として描かれることになる（33d）。特にそのような人が場面 C におかれられた場合に（やうでない人の場合も同じであろうが）、魂部分説の立場から、ひとりになつたときとそうでないときとで何か変わるところがあると、果たして言ひ得るものであろうか。

(23) 33d-8 (Burnet) は、有力写本に従つて、*αὐτῷ τὸ πεποιητόν* (後の他的底だよ、すぐ) Burnet のテキストに従つている。その理由は、"the two....do not merely belong to the man, but are in him" とするのが理由にして *τὸ αὐτῷ* と読む Adam へ全く沿ひるのである。

(24) 一方の側に生じて来るものについては、33c-8 は、*τὸ Bouλευτικόν τὸ τιμεδαὶ τὸ αὐτοῦ πράγματα, ὅπου δὲ λόγος αἱρετοῦται* が言われている。これらが同一同意の構成契機であろう。

(25) 他方の側に生じて来るものについては、33d-10 を見よ。それは、「ローブと闘わりのないもの (*ἀναγνωστόν*)」と書かれている。

(26) 33d-8 の *τὸντο τῷ λογισμῷ* は、その全体を指すと考えられる。

(27) これに対して、アラトンはグラウコンは、*ὑπόβοτατα ἡσπάσθεται* (語句)。アラトンは、意図的にそうしたのではない。グラウコンは、最後まで、ソクラテスのローブを *ὑπόβοτον λόγον* として解かることしかできなかつたことを示すために。

トトムハ「國法」——或る取説

- (28) 「國法」末尾の「フルの物語」(εὐτὸν καὶ τὸ πλόκον) が、このへやでよりこゝに歸へて居たのである。少しへばく、この事
和合へやくば、スカラトハの標誌(盃等) が、アリバハレサヘアガリムハリサセキロド。
トトムエビ Kato, p. 4 は、「Would justice be meaninglessness for us if there would be no legal affairs in our
world?」と云ふと、神の meaningness “だいぶ騒ねだらんやうなも” となる。ハカルクナリハルニシテ、ハカルクナリハルナ。
- (29) 増補の「起式化」及び、トクタハトヒ標記トシテ、標誌川河原マ。
- (30) Santas, p. 185 は、トトムハ *agathos* & the least misleading translation トトムハ ‘things good for one’ 也標記トシテ。
ハカルクヌリ堅ム、祖せ彼ニ從ハ。
- 「神は第三へおもつておどり」(既經の返れねば)、トトムハトヒ標記トシテ、*τι παροντα εἰκατέπει
τὸν ἐχοντα τινῶν δι τινῶν η μὲν κατίων, η δὲ ἀγαθῶν ἔστιν* 云罷也。ハ(生じて)は越後守道久松氏、出でる人で
あるが、此二世並のもの等) 小長井が、神は四極も云フ。や人の田舎(医者也)、他の近處をかくる人) 云フ。何故に
モニかんじこへ、おもひきひいみを問ひ、ゆのじゆるる。
- (31) 「自分の得になら」、「自分の失敗になら」は、self-interest の言葉である(おもひぞ)。ハの場合ば、「自分ども」ハシハ登
場ば、egoism の意味である(おもひぞ)。おもひぞハセ、ハシハ「得になら」とか「失敗になら」も記した *oikouia* 等ば、第
一卷第三～第五に記すよ。一卷第三～第五に記すよ。
「神は」は「人の役に立つ」と云ふ事もあるからだ。ハシハ「人の役に立つ」ハシハ「人の役に立つ」ハシハ「人の役に立つ」
ハビ(おこしむやめのこころ)、本来的は問題となり得なこ) *τέλην* の事なりで議論われてゐる。
- (32) ひねは云フ。Plato's egoistic theory of motivation も標誌川河原 Santas, p. 193 及び Irwin, pp. 254～256 云フ。
- White, pp. 54～55 は、やねは異議を唱へるが、やの理由は私的問題に付はる。
- (33) しかゞ、私た「ソ」ハ皆の云フ「國法」ヨー云類に標記川河原 *ψυχὴ* & *τὰ ἐν τῷ αὐθόντῳ βίῳ πάθη τε καὶ εἴδη* (心等)
の云フではない。ハカルク Guthrie, p. 152 は、「to know ourselves is to know the psyche」、アルカノウカ
云はるかなこ。
- 云フ事へ云フ事へ、*καὶ τὸν τις ἰδοι αἰνῆται (= φημη) τὴν αἰνῆτη φύσιν* 云フ事。だが、ハの事の回りは何かを知る問題
ハカルクの云フ *αἰνῆτη δικαιοσύνην* αὐτῇ φημη ἀριστοῦν ἡρόμεν (云フ事) ハカルクはわれた事等は廣大なる事だ。ハカルクの問題
ハカルクの事。

(補註) 快の問題が登場してくるのは、「民主制的な人」によって「欲望を抑える」ということが拒否されるところ (559d4-562a3) に於てである。「民主制的な人」は、必要な欲望とそうでない欲望との区別を消去して、どちらも「平等に (εἰσὶ οὐδείς)」満たすべきだとする (561b, c1-4)。従つて、快の問題というのには、 α 一同意をめぐる話の対極に位置づけられていることになる。しかし、 β 一同意をめぐる話に対しても、それはどう位置づけられるのか。——「民主制的な人」は、或る種の快樂主義者であるといえよう。少なくとも、彼は自分のすることを、そうするのが快いと思つて、(これを「 α 一同意」と呼ぶことにしよう) しているのだとは言えよう。「民主制的な人」の快樂主義をどう定式化するかは、ここでは問題ではない。だが、どのような種類の快樂主義であれ、その定式化を、 α 一同意なしで済ませるわけにはいかないであろうということ、しかもそれはその中心部分を占めるであろうということ、このことを否定する人はいないと思われる。ところで、「民主制的な人」の場合、そのような人に固有のロゴスがその α 一同意に伴うことがあるかも知れない。それはいかなるロゴスであるのか。とりわけ、場面Bと場面Cの各々に於て問題になる二つのロゴスに対して、それはどのようなものであるのか。私が以下で明らかにしたいのは、このことである。

先ず第一に、そのロゴスは、教育Bの「正しい」(right) ロゴスではあり得ない。何故なら、第一同意とは、必要なものとそうでないものを区別するロゴス（それが教育Bの「正しいロゴス」であった）が何らか拒絶されているところでなされるはずのものだからである。単に、教育が十分でなかつた結果、こうした「拒絶」ということになつたのであれ、とにかくそれが受け容れられないということ、そのことは明らかである。ところで、プラトンは、必要な欲望と必要でない欲望とは別に、「不法な」(irregular) とでもすべき欲望があるとする（531c-5）。そして、それを満たそうとするかどうかで、「民主制的な人」と「僭主制的な人」とが区別されることになる。だが、このことは一つの問題を生じさせる。つまり、この場合は「民主制的な人」は、不法な欲望から身を遠ざけているわけであるが、彼は何によってそうしているのかという問題である。単に「幸運によって」(luckily) なのか（518a 前後で、プラトンはこの問題を先取りしてそう言つてゐる）。しかし、「民主制的な人」は、自分自身ではそうは言わないであろう。彼は次のように言つてゐるのではないか。「寡頭制的な人は、必要に縛られて自由ではない、僭主制的な人は、不法で堕落している。その中間」(middle) こそが適度(moderation) というものだ（517c-518a）。しかし、プラトンはこのようないくつかのロゴスを、「はじめから」「偽りの」(falsehood) とか「紛いの」(confusion) ロゴスであると決めてつけてゐる（506c）。従つて、それは「正しい」(right) ロゴスであり得ないだけではなく、「眞の」(true) ロゴスでもあり得ないということになる（506b-507a, 507b）。何故そつなのかな。

実は、その理由は簡単なものであつて、快は「平等」ではないとしなければならないとしたら、唯それだけで、そのロゴスは「眞の」(true) ロゴスではあり得ないとことになるのだ。「民主制的な人」は、快は「平等」であるとする（507b-508a）。それに対して、「民主制的な人」はそれを受け容れないであろうが、次のように言わることなどしてはどうか。「さて、それが何を意味するものであれ、ここでは、『平等』に対し、比較の上で何らか上位にあるものだとどう

プラトン「国家」——或る仮説

そのことだけが重要である)によって満たされることが、*τὸ σῆτρον οὐ διό τε* 満たされることよりも、眞に満たされて、いること (*πρόσθιαν αὐτούς εἰδέχεται*) になる」 (58b ~ 10)。——「眞の快 (*αὐθῆτη καλόντων*)」のことが言われる B 卷 58a ~ e5 が問題である。この部分で言われているのは、以下のようなことではないのか。

欲望はいつでも、感るもの、それとは別の何かに対する欲望 (例えば、「私 = 私の身体の食べ物や飲み物に対する欲望、私 = 私の身体でない何か (魂) の知識に対する欲望」) である (58a ~ b8 はこのことの確認である)。ところで、欲望を満たすものに、眞に満たすものとそうでないものの区別がある (58b ~ 10)。このことは、食べ物や飲み物と知識等との間でもいえよう。そして、そのことに応じて、満たされるものの方 (身体と魂) にも、それが満たされたならば、より眞に満たされることになるものとそうでないものとの区別があるということになるであろう (58b ~ c6 はこのことを言う)。つまり、それが満たされたときに、眞にわれわれ自身が満たされることになるものとそうでないものとがあるということである (Gosling and Taylor, p. 11)。は、この箇所の *the main thrust* がこの点にあることを止め、指摘しているが、それ以外についてば、私はことひとく彼ひと意見を異にする)。それ故、次のような結論を得ることができよう。——今、A によって満たされるもの A (A は A と相関的にその何であるかが決まっている) が一方にあり、他方に B によって満たされるもの B があるとする。そして、A は B よりも、より真に満たすものであり、A は B よりも、満たされたときには、より眞に満たされたことになるものであるとする。この場合、A によって A が満たされることが B によって B が満たされることよりも、より眞に満たされることになる (58d1 ~ 9)。——この結論を受け容れる人は、快は「平等」ではない、ということを、認める事になるであろう。その人は、A の望み (それはとりも直さず、A を望むことである) を「よい欲望」として、A が A によって満たされることから得られる快をこそ「追求し尊重しなければならない (*χρήματα περιπέτειαν καὶ τυχαῖ*)」とするであろうが (58c1 ~ 2)。それだけではなくて、そのような快こそが「眞の快」であるとするに違いない (58d1)。

(補註二) 58a ~ 131b の議論は、どのように魂部分説を正当化するのか。それは、國家とのアナロジーとは独立に、それ自体として魂部分説を正当化するものであるように思われる。そこでは、「同じものが同じものに対し、同じ事柄に關して同時に、相反することをしたりされたりすることはない (*ταὐτὸν τέλοντα τούτου τὴν ἀντίθετην ταῦτα ταῦτα ταῦτα οὐκ εἶναι ταῦτα*)」ということが言われている (58b1 ~ 9, 58e9 ~ 132)。そして、このことは、この後の場面 C の議論に際して、魂部分説とのつながりで、そのつど再確認されることになる (59b3 ~ c1, 60b8 ~ 9)。

これが「矛盾律」と言い表わすものであるかどうかを、問題とすべきであろうか。むしろ、131a1 ~ 9 で、これをそうだと仮定して (*ὑποθέτων*) 話を進めようと言われている、そのことこそが問題なのではないか。それは、場面 C の魂部分説による説明にとって前提となっている、一つの仮説なのだ。何故、このことが問題なのではないか。それは、魂部分説による場面 C の説明とは、結局のところ、如何なるものであるのか、それに対して、それを否定するところに成立する、もう一つの (ソクラテス = プラトンによる) 場面 C の分析とは何であるのかということに関して、そのことが或る事柄を告げていると考えられるからで

ある。

詳細な議論は別の機会に譲ることとして、その概略を示せば、次のようになる。

(1) 「幾分の比較」のところや、*πόροις* と *διάνοια* の区別が、*ποίησις* をめぐってなされる (59c ~ 51c)。その限りでの *διάνοια* とは、*ἰδεῖν* を *ἀπέγειρε* とする (50b, 56 ~ d, 51a3 ~ e)。それに対して、*πόροις* は *ἀρχή* の探究としてある (51b ~ e)。端的に言えば、場面の魂部分説による説明とは *διάνοια* としてあり、もう一つの分析とは *πόροις* としてあるというのが、私の結論である。これに対しても、*διάνοια* の対象は奇数とか偶数、或は、三角形とか四角形と言わっているではないか。また、*πόροις* の方も、それはイデアを対象とするものであることが明言されているではないかと、人は反論するに違いない。しかし、対象が違うといふそのことは、*πέρι ποίησις* 論の描きに由来するものでしかないのだ。そして、それをソクラテス＝プラトンのものとすることは、何よりもX巻 (59c ~ 60d) の構成がそれを許さないであろう。

通常の読みと違って、私は、X巻のこの箇所が「詩人追放論」を主題とするとは考えない。それは、同一言語による虚構にすぎないのだ。プラトンの意図は、それとは全く別のところにある。

(2) X巻では、先ず、*πέρι ποίησις* 論が、戯劇的に書き出される (59c ~ 60b)。ここでは神である *φυταιρεύει* として、つくる対象を限定されている。*μητραὶ μητρῶν* である詩人も、固有のつくる対象をあてがわれている。そのことに対する、各々の *πόροις* によって知られる対象も違つてゐる。そして、このような描きの下では、知は、結果としての *ἔργον* と *τέλος* と *ποίησις* によって、それが本物かどうかが決定されることになる。次に、使う人 (*Xυθόποιος*) これが、もの ((行為も含まれていることに注意すべきである) のよい悪いを知つてゐるのだと云われる (60b ~ 60c)。それだけではなくて、そうした事柄に関しては、つくる人は *οὐδὲν πόροις* を持つだけであるとされる (60c ~ d)。*πέρι ποίησις* 論による描きは、ここで、或る意味では完全に破綻することになる。何故なら、ここで云われているのは、*πόροις*を持たない人のところにこそ、知はあるということなのだから。しかもこには、知 (*ἴδειν ποίησιν*) と *πόροις* は、同じ対象に関わるとされた上で、異なるものとして言われているのである (*διάνοια* 論の文脈のうちにあるV巻 416c ~ 400bでは、対象が違うと云われていた)。そして、この後の 602c から 604b は、*πέρι ποίησις* 論とは別の文脈にある知についての議論を開拓していくのである。すなわち *πόροις* をめぐる議論である。プラトンがこの箇所を、V巻 524b3 ~ 5 前後の *πόροις* に関する議論を思い出させることからはじめているのが、その一つの証拠である。

では、その *πόροις* をめぐる議論とはどのようなものなのか。それをそれとして取り出すためには、V ~ VII巻 (とりわけ「三つの比較」) や、*διάνοια* 論の文脈から切り離して読むことが重要な課題となる (その際、とりわけ対象が違うということは、*διάνοια* 論から来るのだということに留意すべきである)。*πόροις* (醒めている) と *πόροις* (夢見ている) の区別は、そのための道案内として「プラトン」がおいた目印である。

(3) V巻 476c2 ~ 480b3 は、全体としては *διάνοια* 論の文脈のうちにあるのだが、その最初のところ (480c ~ d)だけは違つてい

プラトン「國家」——或る仮説

る。そこでは、知（*έπιστημα*）と *sōphia* の違いが、*unap* と *anap* の違いとして書かれ（45c、d）。しかも、その違いは「[魂が] 現にあるものの方（*θεάντος*）の違いであると記されている（p. 6）。このことは、「太陽の比喩」では、「*nōtē*（が）現に働くこと（*νότην έχειν*）」と *sōphia* の違いとして書かれ、更に、「善」と「うやむかしい」が *nōtē έχειν* の「原因」である（この点について、この点には論じない）と書かれてある（p. 6～7の前後）。「縁分の比喩」では、*nōtē* と *διάνοια* の違い（それだけが「*έπιστημα*」ではない）が、一方では、先に述べたように、*unap* をめぐる。他方では、「（魂が）現にあるあり方（*θεάντος καὶ τῆς φύσεως*）」の違いとして（p. 6～7）書かれている。この *διάνοια* は、決して、幾何学、数学等のことではない。それは、*διάνοια* 論の虚構の下でそうなっているにすぎない。そのことは、VII巻に於て明らかにされている。しかし、VII巻の議論は、一見すると混乱しているかに見える。——(i) 54d～e 前後では、数学が *nōtē* として言われていると解されよう。(ii) それに対して 53d～e では、*τέλον* である幾何学等（数学も、当然、この中に含まれていると考えられる）は、*unap* ではなく、*sōphia* であって、*unap* ではないとされる。(iii) 53d では（数学、幾何学等の）、*διάνοια* は、*τέλον* ではないが、*nōtē* の一つだとされる。(iv) 最後に、「善」と「うやむかしいこと」をめぐって、知ること（*έπιστημα*）と *sōphia* の違いが、*unap* と *sōphia* の違いとして書われる（53d～e）。——以上に於て、*unap* と *sōphia* の違いは、常に、知と *sōphia* の違いとしてある。そして、ここでは、まさにそのことが問題なのだ。この点を見逃してはならない。従って、*διάνοια* 論の虚構の下では、*διάνοια* としてある数学等が、(ii) で *sōphia* の位置づけを与えられているというそのことは、その通りに解すべきなのだ。では、何故それは、他方で *nōtē* とされるのか。このことに関するには、先ず(一) でプラトンが *nōtē* としているのは、実は「数学」ではないのであって、むしろ（私の触れたものが）同じ一つのものであるか、それとも別の二つのものであるかと、こたつたことを調べることなのだというそのこと（p. 6～7）。次に、しかしそれは *διάνοια* 論の描きかたすれば、対象（この場合、一とか二）の違いということが、*διάνοια* の中に教え入れられることになるということ、この二点に注意しなければならない。(iii) で、*διάνοια* が *nōtē* とされ、それを区別するために、本来の *nōtē* が *τέλον* と呼びかえられることになるのは、確かに一つの混乱なのであるが、それはプラトンの混乱ではないのである。むしろ *διάνοια* 論の混乱なのだ。

さて、このように *διάνοια* 論の文脈から切り離したときには、*nōtē* について、以上から一体何が言えるようになったのか。それは次の二つのことだけである。一つは、「太陽の比喩」が言わんとしていた、そして、究極的には「洞窟の比喩」がそれを明らかにしていると考えられる（殊に p. 6～7 を見よ）。*nōtē* があるのは、「善い」というそのこと」に関わるところに於てである。あるそのこと（しかし、この点についての考察は、ここでは一切しなかった）。もう一つは、「縁分の比喩」の *τέλον* をめぐる議論が明らかにしたことである。すなわち、*nōtē* とは *φύσις* の探究であるというそのことである。(補注三) 場面Cの成立に関して、先の議論が当然認めなければならないのは、次の二点である。すなわち、場面Cが成立するためには、先ず一方の側に、(一) 当事者に否応なく生じて来る、泡きとか悲しみの類いがなければならない。彼は、それと「闘う」

のである。また他方の側に、(2) 当事者によってなされる（それと「願う」ことについての） α 一同意がなければならない。私はこの α 一同意を、場面C成立の原因とした。——以上の二点を、先の議論は、当然認めなければならないのであり、そして、それだけで十分なのであると私は考える。しかし、(1) と(2) の各々について、幾つかの点を補足したい。

(1) 「否応なく生じて来るもの」については、一應、それを「ペトス」と総称出来よう。だが、場面Cは、「ペトスに対して願う場面」と規定されるだけのものではあるまい。それは、もと広い範囲で成立し得るのではない。 α 一同意を発動することによって、それに抵抗しなければ、自分自身の望みとは無関係なものとなる。そういう場面のすべてがそこに含まれるべきであろう。この場合、その行為が自分自身の望みとは無関係なものとしてある（但し、その人は、このまま行けば自分が何をすることになるのか、それが分かっているのでなければならぬ）というそのことは、場面Cの定式化にとって重要である。これに対し、通常の描きの下では、ここに生じるものは（ペトスではなく）「欲望」とされるであろう。 α 一同意には、*περιθυμητικής επιθέσεις* があるが、これはアリストンが意図的に通常の描きをしたにすぎない。その結果、 α の「欲望」に「負ける」ことによってなされた（行為は、たとえそうであっても、自らの望んだものとなるであろう。しかし、そのように描くのである限り、場面Cは場面Bと何ら違わないものとなってしまうのだ（また、a conflict in practical reasoning といふようなものがどこかにあるとしたら、それもまた場面Bに近いものとしてであろう）。それ故、私は、different notions of goodness を主張すること、言い換えれば、commensurability を否定することだ。教いを見出そうとする人々の考え方には、一切同意しない）。

(2) ところで、われわれはいつでも、そこにそのような仕方で生じて来ているものに対する対して、 α 一同意を発動することができるはずだと考えられる。それ故、場面Cは、われわれの自由に委ねられているのだ（しかし、強迫によってそうせざるを得ないとか、薬のせい自分で自分自身何をしているのか分からなくなっているような場合には、もちろんそうではない）。

β 一同意を場面Cの原因とすることについては、アクラシアが事実として存在するということに、そのことは矛盾するかのようだと思われるよう。何故なら、アクラシアとは、 α 一同意がなされているのに場面Cが成立しない場合のことであると、とりあえずは、考えられるからである。アクラシアは、次のように規定されるのではないか。すなわち、それは、「そうするのがよい」と思っている(β 一同意)のに、そうはしないで、それとは別のこと(「否応なく生じて来ているそのこと」)をすること」である——私はこのようにアクラシアを規定する。これによると、ア克拉シアの場合にも、一方に否応なく生じて来ているものがあり、他方に α 一同意があつて、先の議論からすれば、当然、場面Cが成立するはずだといえることになる。実際、場面Cが成立する可能性の全くないところでは、アクラシアも不可能であろう（アクラシアは場面Cと相關的なのだ）。その可能性があつたからこそ、人はアクラシアを非難したり、後悔したりするのではないか。それ故、アクラシアとは、場面Cが成立するはず（成は、成立し続けるはず）なのに、或る何かのために、現実には成立しないことなのであると考えられる。その何か

アラン「國家」——或る仮説

について、私は以下のように考える。

アクラシアの場合、ヨー同意は、本筋はなされていないのだよと考えるといふはできない（もしそうだとすると、場面Cの成立する可能性はなくなりてしまう）。やうやくはなくして、それは、いわば括弧に入れられて、宙に浮いた形になつて、いるのだ。つまり、現実に効力を發揮できない状態にされているのだ（人が後になつて、「分かっていたのだが」とか「知つてはいたが」と語るのは、この状態を指す）。あわらん、自然にそつたのではない。何かがそうちせたのである。その何かの働きは、ソクラテスのダイモーン（正確には、「*τὸ διάνοιαν*」）のそれに似ていしないか。ソクラテスのダイモーンもまだ、ソクラテスがもうしようとしていた（その限りで、この場合にゆえ、一同意が何らかなされていたはずだ）そのことを、実行に移す前に中止せざるものであろう。しかし、ダイモーンであれ何であれ、そうした何かによって、全般的に、うさせられたというのではない。何故なら、それに従うことによつて、ヨー同意を括弧に入れ、宙に浮かせてしまふのは、結局は自分自身でしかないのだから。ダイモーンの声に従うかどうかを決めるのは、ソクラテス自身である（Syl）の「自分自身がダイモーンを選択する」とは、このことを言うもの）。アクラシアを生じさせるのは、この、ヨー同意に対する、自分自身の或る働きかけである。そして、それ故にこそ、アクラシアは非難され後悔されることになるのだ。

従つて、アクラシアとは、場面Cを成立させるヨー同意が完全でなくて、欠如している部分があるということではないのだ。むしろ、それに余分なものを付け加えることなのである。そして、何かが私に、そうするよう命じたのだ。それについては、結局のところ、或る何かとしか言いようがないであろう。それは、ローブを拒絶する、irrationalなものなのである。それ故に、アクラシアは irrationalな行為であるところとなるのだ（Davidson, pp. 41-42が、アクラシアの irrationality を強調している。これについては更に Davidson² を見よ）。しかし私は、魂部分説を構成としている彼のアクラシアの分析には、全体として從わない）。やして、この irrationalな何かのためだ、アクラシアは、自分自身がしたことであるのに、自分で弁明できないものとなるのだ。しかも、弁明できないというそのことが一番よくわかるのも、自分自身である。

付表

K M 講義 加藤信朗先生の熊本大学での集中講義（昭和五十七年十月）——その第一回について、「行為の根柢について（一の*i*）——「ニコマコス倫理学」第七巻のアクラシアの説、および「アロタカラス」篇の快樂説に即して」（東京都立大学『人文科学』第一大一號、昭和五十八年二月）を見よ——「松永雄一先生の東京都立大学での集中講義（同十一月）を指す（M講義は後者を指す）。*

Adam, J. *Plato's Republic*. Cambridge : C. U. P., 1902.

- Amas, J. *An Introduction to Plato's Republic*. Oxford : Clarendon Press, 1981.

Burnet, J. ed. *Plato's Opera*. Oxford : Clarendon Press, 1900-7.

Burnet², *Early Greek Philosophy*. 4th edn. London : Black, 1930.

Cross, R. C. and Woozley, A. D. *Plato's Republic : A Philosophical Commentary*. London : Macmillan, 1964.

Davidson, D. 'How is Weakness of the Will Possible?', in J. Feinberg, ed. *Moral Concept*, Oxford : Clarendon Press, 1970, and in Davidson, *Essays on Actions & Events*, Oxford : Clarendon Press, 1980.

Davidson², 'Paradoxes of irrationality', in R. Wolheim and J. Hopkins, eds., *Philosophical Essays on Freud*. Cambridge : C.U.P., 1982.

Gossling, J.C.B. and Taylor, C.C.W. *The Greeks on Pleasure*. Oxford : Clarendon Press, 1982.

Guthrie, W.C.K. *Socrates*. Cambridge : C.U.P., 1971 (first published as part 2 of *A History of Greek Philosophy*, Volume III. Cambridge : C.U.P., 1969).

Irwin, T. *Plato's Moral Theory*. Oxford : Clarendon Press, 1977.

Kato, N. 'On Dikaios' (inedited).

Lee, H.D. *Plato, The Republic*. Harmondsworth : Penguin Books, 1974.

Sachs, D. 'A Fallacy in Plato's *Republic*', *Philosophical Review* LXXII, 1963, and in G. Vlastos, ed., *Plato II*. New York : Doubleday, 1971.

Santas, G.X. 'The Socratic Paradox', *Philosophical Review* LXIII, 1964, reprinted in Santas, *Socrates*, London : Routledge and Kegan Paul, 1979. (『ソクラテスの論理』)

White, N. *A Companion to Plato's Republic*. Oxford : Blackwell, 1979.

Williams, B. A.O. 'The Analogy of City and Soul in Plato's *Republic*', in E.N. Lee and others eds., *Exegesis and Argument*, Phronesis Supplement I. Assen : Van Gorcum, 1973.

プラトン「國家」——或る仮説